

豊橋創造大学聴講生規程

制定
平成16年 4月 1日
改正
平成20年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、豊橋創造大学学則（以下「学則」という）第48条及び第49の2の規定に基づき、聴講生の取扱いを定めることを目的とする。

(聴講生の定義)

第2条 聴講生とは、次の各号の一に該当する者をいう。

(1) 本学の学生以外の者（以下「学外者」という）で1科目又は数科目を履修し、その単位の修得を目的としない者

(2) 本学の在籍者で1科目又は数科目を履修し、その単位の修得を目的としない者

(聴講の資格)

第3条 聴講生を願い出ることができる者は、次の各号の一に該当する者をいう。

(1) 高等学校を卒業した者又は同等程度の学力を有する者で学習意欲のある者

(2) 本学の在籍者で学習意欲のある者

(聴講科目の範囲及び単位数)

第4条 聴講できる科目の範囲及び単位数は、本学の開設する授業科目の中で指定する科目及び単位数とする。

(学生数)

第5条 聴講生を受け入れる学生数は、本学学生の単位の修得に支障を来さない範囲の人数とする。

(聴講の手続き)

第6条 聴講生を願い出る者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。ただし、本学の在籍者については、第1号の書類のみ提出することとする。

(1) 聴講生願書（様式1）

(2) 履歴書（所定の様式による、写真添付）

(3) 聴講生手数料払込金受取書等（様式3）

(4) 外国人にあつては、聴講期間を満たす在留資格を有することを証明する書類

(5) その他指定する書類

(聴講の許可)

第7条 聴講を願い出た者があるときは、書類の提出を確認のうえ、聴講を許可する。

(聴講料の納入)

第8条 聴講を許可された者は、所定の期日までに聴講料を納入しなければならない。

2 聴講料については別表にこれを定める。ただし、実習費等の諸経費については聴講生の負担とし、別途徴収する場合がある。

(聴講の期間)

第9条 聴講生の履修期間は、春学期又は秋学期若しくは両学期にまたがる期間の何れかの期間とし、一年以内とする。

2 引き続き履修を希望する者は、改めて願い出て許可を受けなければならない。

3 前項の願い出は、学外者については第6条の第2号の書類提出は不要とする。本学の在籍者については第6条の第1号の書類のみ提出する。

(聴講科目の登録)

第10条 聴講生は、学期の初めに聴講科目の登録をしなければならない。

(聴講許可証の交付)

第11条 聴講生として許可された者には、「聴講許可証」（様式2）を交付する。

(単位の認定)

第12条 聴講生は、登録した科目の試験を受けることはできるが単位の認定はできない。

2 所定の出席を修め、聴講生本人から申し出があつた場合には、聴講修了を証明する修了証を発行する場合がある。

(聴講許可の取消し)

第13条 聴講生としての本分に反する行為があつた場合は、聴講を取り消すことがある。

(その他)

第14条 聴講生の利用できる設備と施設については、次の各号のとおりとする。ただし、本学の在籍者については本学の設備と施設を全て利用することができる。

- (1) 図書館…図書館で所定の手続き後に利用できる
- (2) 売店・食堂…現金による購入方法により利用できる
- (3) 学内LAN・パソコン利用…教務課にIDとパスワードの申請を行い利用する
- (4) 駐車場…学生課で所定の手続きを行い利用する
- (5) その他の設備・施設の利用に関しては、庶務課に申し出て許可を得てから利用する

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

【別表】聴講料

区 分		入学金	授業料	実習費等	手数料
学外者		50,000円	1単位につき 10,000円	必要な諸経費 は別途徴収す る。	10,000円
在 籍 者	学則第21 条に係る 在籍者の 場合	0円	1単位につき 1,000円		0円
	その他の 在籍者の 場合	0円	0円		0円

様式1 大学聴講生願書

豊橋創造大学聴講生願書

平成 年 月 日

豊橋創造大学 学長 殿

氏名

印

(※在籍者の場合 学籍番号)

)

下記の科目について、聴講いたしたく、お届けします。

記

(期間) 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(目的) _____

(履修科目等)

科目名	授業の種類	単位	期別	学年	曜日	時限	担当教員

本様式は、豊橋創造大学「個人情報保護に関する規程」の定めに従い取り扱われています。

様式2 大学聴講生許可証

豊橋創造大学聴講許可証

平成 年 月 日

氏名 様
 (在籍者の場合 学籍番号)

豊橋創造大学
 学 長
 (公印省略)

下記の科目について、聴講を許可します。

記

(期間) 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(履修科目等)

科目名	授業の種類	単位	期別	学年	曜日	時間	担当教員

本様式は、豊橋創造大学「個人情報の保護に関する規程」の定めに従い取り扱われています。

豊橋創造大学聴講生 手数料払込金受取書等

平成 年 月 日

氏名

下記の太枠内に手数料の払込金受取書を貼り付けてください。(※在籍者・・・手数料は不要です。)